

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第478号）
〔補正通知書関係文書部分公開決定審査請求事案〕
（答申日：令和8年1月13日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った部分公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年4月12日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

「1.～7.（略）

8. 令和4年4月6日付け教総第1102号「開示に係る補正通知書」において、補正の期限が抜けており、決裁日より3週間後の日となっていることについて、その経緯と理由がわかる資料

9. 上記8の通知書において、補正の期限が分からない場合にいつまでに補正したら良いのかわかる資料

以下（略）」

- 2 令和4年4月26日付けで、実施機関は、本件請求内容のうち、8.及び9.（以下、それぞれ「項目8」「項目9」という。）に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）を下記（1）のとおり特定し、条例第13条第1項の規定により、下記（2）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）をし、下記（3）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）公開請求の対象となる行政文書の名称

開示請求に係る補正通知書

（2）公開しないことと決定した部分

個人の氏名

（3）公開しない理由

大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書の非公開部分には、氏名に関する情報が含まれており、これは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるものに該当するため。

- 3 令和4年5月12日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

項目 8 及び項目 9 について、公開された文書は、経緯や理由ならびにいつまでに補正したら良いのかがわからず、請求内容を満たしていない。よって正しい文書を公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

審査請求人は「項目 8 及び項目 9 について、公開された文書は、経緯や理由ならびにいつまでに補正したら良いのかがわからず、請求内容を満たしていない」との主張を行っている。しかし、本件決定においては、令和 4 年 4 月 18 日付け「開示請求に係る補正通知書」を既に開示しており、それ以外に公開請求にかかる経緯と理由がわかる資料は存在しない。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件請求の請求内容は「8. 令和 4 年 4 月 6 日付け教総第 1102 号「開示に係る補正通知書」（以下「当初補正通知」という。）において、補正の期限が抜けており、決裁日より 3 週間後の日となっていることについて、その経緯と理由がわかる資料」及び「9. 当初補正通知の通知書において、補正の期限が分からない場合にいつまでに補正したらいいのかわかる資料」である。請求内容に記載された行政文書について実施機関に確認したところ、実施機関は当初補正通知を送付する際に誤って案段階のものを送付してしまい、本件請求を受けてその誤りに気づいたため、本件行政文書で当初補正通知を取り消したうえで再度補正を求めたとのことである。

項目 8 及び項目 9 に対して実施機関は本件行政文書を特定し、部分公開決定を行ったが、審査請求人は審査請求の理由として、「本件行政文書は経緯や理由ならびにいつまでに補正したら良いのかがわからず、請求内容を満たしていない」と主張するため、本件決定の妥当性について以下検討する。

(1) 項目 8 について

審査請求人が主張する審査請求の理由の趣旨は、実施機関は本件行政文書以外の文書を特定して公開すべきである旨と解されるが、実施機関に確認したところ、本件行政文書の起案文書にも本件行政文書に係る経緯や理由を記録したものは存在しなかった。したがって、本件行政文書以外に本件行政文書に係る経緯と理由がわかる資料は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 項目 9 について

審査請求人は審査請求の理由として、「いつまでに補正したら良いのかがわからず、請求内容を満たしていない」旨主張するが、本件行政文書の備考欄には「令和 4 年 4 月 6 日付け教総第 1102 号により行った補正通知は補正の期限が明示されていませんでしたので、取り消します。本通知に基づき補正を行ってください。」と記載されており、補正の期限については令和 4 年 5 月 9 日と示されているため、審査請求人の主張は認められない。

したがって、実施機関が本件請求に対して本件行政文書を特定し、これを部分公開した点について、不合理な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子